しだされている。プラバーカラミトラの入唐と大旅行との關係や絹、金銀貨の經濟的地理範圍の論述は特色をなす。ただ得度と旅行出發の時期は斷定できないが、隋代に度僧の恒久的制度がなく、「慈恩傳」に　俄而有敕於洛陽度二七僧　とあり、(道宣の場合も併せて)臨時的に敕度が行われたものとして大業十年前後という他ないであろう。また出發時期も、霜災により逐豐四出させたのに乘じて出發した事情ひとつとっても災害の頻度、全體的永久的離村か部分的一時的避難か等も考慮すれば、これだけで決定できない惱みがある。この點著者の從來の說への整理と批判はすぐれている。

袴谷氏の「佛敎史の中の玄奘」は、敎理史とくに唯識敎義史における玄奘の就學と翻譯の意義が明らかにされ、とくに第三章と四章では玄奘自身の立場が明晰に示されている。玄奘が將來した原典は六五七部。うち譯出されたのが七五部。しかも原典がすべて散逸してしまった以上、インド留學の全貌は判定し難いが、譯出された分だけでもインド佛敎の狀況や玄奘の意圖するところをうかがうことはできる。著者は、譯出經論のリストを作り、玄奘譯の特徵を理解し易く述べられたことはまことに有意義である。さらに、成唯識論、五性各別思想に關する論述において、翻譯を通じての玄奘唯識敎學形成の容相が示され、またその限界も見通された。玄奘はアビダルマへの志向を強めたことによって中國を離れ、インドのアビダルマ、ヴィバーシャを身につけ、論證・論理學を學んで歸國したが、五性各別の奧義に徹しきれなかったのであろうか。著者はユングの理論に依て、外向的思考タイプのダーウィンが內向的思考タイプのカントを負っている玄奘を想定されたが、またユングこそ自他を認めあう優しい魂をもった現代の「五性各別」論者である、といわれる。眞如とアーラヤ識の同一を認めない、その限界論に注目したい。思想史は、その傳記資料に記されないことをも推理しなければならない。玄奘自身の著書がない故に、なおその必要がある。

玄奘の傳記が、中觀系敎學に對しては意識的に記述を省いたのかも知れない。しかし中觀系研究の面も加味されれば、さらに具體的なすがたが設定されるであろう。欲をいえば隋唐佛敎における新動向に末法思想と淨土敎の形成、玄奘修學のインド論理學、大唐西域記に示される玄奘の世界觀の記述があれば、と思う次第である。

一九八一年十二月　東京　大藏出版株式會社
A5版　三四一頁　二五〇〇圓

濱島　敦俊著
明代江南農村社會の研究

山本　英史

本書は、著者濱島敦俊氏が一九六九年以來發表されてきた論考一二篇を基礎としてそれに全面的な改稿を施し、さらに新たに書下したものをも加えて一つの體系にまとめたものである。著者は本書において「十六・七世紀の水利再編と役法改革、及び農民鬪爭の分析を通じて、當時の江南デルタの農村について、一つの具體的な社會像を敍述すること」をめざし、それに基づいて「地主―佃農の對抗關係を基本矛盾とする當該社會の諸々の社會關係――とりわけ再生

産構造と階級對立と――に占めていた權力（專制權力）の固有の論理的位置」を明らかにされようとした。

筆者はさしあたり本書の特徴とその刊行の意義を次の三點に見出す。

第一點として、本書は、七〇年代の日本の明清社會經濟史研究が擔ってきた中心的課題すなわち當該歷史段階における國家權力および共同體の性格をいかにとらえるか、江南デルタにおける在地の主要な生產關係としての地主佃戶關係といかに連關せしめるかという課題を正面から受け止め、その解決を企圖したものといえよう。周知のように、戰後日本の明清社會經濟史研究は中國史における自生的內在的發展を追求し、それによって〝アジア的停滯觀〟を克服することに中心的努力が拂われてきた。江南デルタを中心とする地主佃戶關係の分析はそのなかでもとりわけ重要な役割を果たした。本書は、從來の明清社會經濟史研究の諸成果、とりわけ地主制研究のそれを出發點とし、小山正明氏の諸論を批判的に繼承することによって①水利再編、②役法改革、③民衆鬪爭の三方向から敍上の課題解決に當った。それはそのまま七〇年代の日本の明清社會經濟史研究を領導する結果となったのである。

第二點としては、明清賦役制度史研究に新分野を開拓したことであろう。日本の明清賦役制度史研究は清水泰次氏の一連の研究以來、限られた史料が語る複雜な制度そのものの實證的解明に地道な努力を重ねてきた。著者はその傳統を繼承するとともに、制度史的素材を單に制度そのものの分析にとどめず、土地所有構造や生產關係との關連、さらには政治史、社會史、思想史との關連において總合的に把握することを試みられている。「從來の社會經濟史の研究では、明末清初を中心とする經濟史の問題を、同じ時期におこる賦役制度の變化、國家の支配體制の變化と相互關連的に把えて、全體としての國家體制の變質を全構造的に把握しようとする點では非常に弱點があると思われる」という小山正明氏の指摘（座談會「中國の近代化」『世界の歷史』11ゆらぐ中華帝國、筑摩書房、一九六一年）に對してそれを實證によって克服されようとした意義は大きい。

第三點としては、本書が精力的な史料蒐集によって形成されていることである。ちなみに本書で引用された史料は地方志・文集を中心に三〇〇餘種にのぼり、なかでも文集の發掘・整理は特筆すべきものがある。これによってみれば、日本に現存する、とりわけ明代の江南デルタの當該分野に關係する基本史料はほとんど涉獵されているといってもよい。本書はその徹底した分析に基づいてなされている。また、本書には『按吳親審檄稿』をはじめとして從來日本では閲覽が不可能であった史料が隨所に引用され、それが著者の舊說を補強する重要な役割を果たしている。日中國交回復以後、一般的な日本人にも閲覽できるようになった史料の活用が試みられている點でも本書は一つの特徴を持つ。史料蒐集ということに限っていえば、本書は日本で閲覽できる史料のみを使って行ってきた、ないしは行わざるをえなかった戰後日本の明清社會經濟史研究の到達點であり、かつ次なる可能性を拓く出發點でもある。

以上の諸點は先に刊行された川勝守氏の著書『中國封建國家の支配構造――明清賦役制度史の研究』（東京大學出版會、一九八〇年）においても少なからず共通するところである。それゆえにまた本書は川勝著書との相互批判の上に成り立っていることも特徴の一つと

なっている。

具體的な檢討に入ろう。まず本書の篇別構成を以下に示す。なお、紙幅の關係で「節」を割愛せざるをえなかった。

第一部　明代江南の水利慣行

第一章　明代前半の水利慣行

第二章　里甲制の解體と水利の荒廢

第三章　明末以降の水利慣行

第二部　明清江南の均田均役法

第四章　明末の役困――均田均役法の前提――

第五章　明末浙江の均田均役法

第六章　明末南直隸の均田均役法

第七章　清初の均田均役法

第三部　明末清初の改革と民衆鬬爭

第八章　水利改革の背景

第九章　均田均役法實施の背景

第十章　明末清初江南の農民鬬爭

次に本書の內容を筆者の理解の範圍に基づいて要約する。

第一部では、江南デルタにおける在地の水利を中心とした共同體的用益をめぐる社會的關係の變遷を明初から清初に至る時期において檢討する。

以下第一章では、明代前期の江南デルタの水利における勞働負擔とその組織について考察する。ここではまず（i）明代江南の水利は在地地主を主な擔い手とする里甲諸役の督率の下、里甲の組織に基づいて實施されていたこと、（ii）それは里甲制が有する共同體的機能を示すとともに里甲が在地地主の農村・農民支配を槓杆に現實の村落に重ねて編成されたことを窺わせるものであること、の二點を確認する。次に、濬築の負擔原則の內、圩岸・クリークの濬築においては溝渠・圩岸に連なる田土所有者がその連なる部分の長さに應じて費用と勞働力とを提供するという慣例（著者はこれを「田頭制」と名づけられている）が明代前半期において普遍的に存在することを紹介し、それは鄉居地主の水利支配に密接に照應する合理的な負擔法であって、里甲制と同じ基盤をもつものと評價する。

第二章では、明代後期、鄉紳的土地所有の展開による土地所有構造の變化が里甲制の崩壞を促した結果、正德・嘉靖にかけて江南デルタの水利機能の後退が始まり、水利の荒廢が著しくなったことを述べる。また、これに對應して水利事業における規模・對象・實現者等に變化が生じたことや圩の分割が進展したことを併せ論じている。

第三章では、明末における水利の諸關係に生じた變化とその再編の過程について追求している。ここではまず（i）在地地主の沒落に伴う共同體的關係の解體は必ずしも佃戶の自立した地緣的結合によって自生的に交替されることはなく、そこには一定の空白が生じることになり、水利機能の後退が見られた、（ii）かかる狀況に對して公權力が介入することによって新たな慣行を設定して共同體的關係を再編した、とし、その新たな慣行は、田土所有者が各自の所有田土の多寡に應じて水利費用と勞働力とを負擔すること〔照田派役〕、それが實效を擧げるために從來負擔免除の特權をもっていた鄉紳地主をもその對象に組み込むこと〔優免限制〕、具體的な實施にあたっては生の勞働力は佃戶に提供させ、それに對して地主は工食を支拂うこと〔業食佃力〕、の三點を原則として有しており、こ

れらは萬曆年間常熟縣知縣耿橘が制定した水利規範で典型實施をみたことを論じている。

第二部では、明末清初の主として江南デルタに施行された役法改革としての均田均役法について、まず制度史的展開の追跡を行っている。

以下第四章では、その改革の前提たる、明末における役困すなわち里甲の役負擔の過重の問題を考察する。明末の役困は徭役優免を伴う郷紳的土地所有の形成による承役田の不足と、それによる徭役負擔者の零細化とを基本的原因として發生し、現象的には徭役負擔の内容を不均等ならしめた里甲間における承役田土額の格差、さらに徭役の内容自體の相對的な負擔過重という狀況を生み出しており、その解決をめざしたのが均田均役法であったという。

第五章では、明末浙江における均田均役法の施行過程を追う。まず、嘉靖年間の論議を經て萬曆九年に實施を見た嘉興府海鹽縣の改革に焦點をあて、そこから（i）畝數による里甲の編成（ii）從來無制限であった郷紳等の優免の限制、という二大特徴を抽出し、さらに役負擔そのものの輕減をはかる改革が同時進行していたことを併せて述べている。次に、嘉興府下の他縣および湖州府の改革の過程をたどり、そこでも基本的には同樣の改革が實施されたこと、ただし湖州府のそれは嘉興府に比べて郷紳の抵抗が大きく、實施が難行したことを指摘する。

第六章では、明末南直隷における均田均役法の過程を追う。明末の南直隷では、浙江型の均田均役法の實施の企圖は優免限制の故に郷紳の執拗な抵抗と妨害にあってすべてが崩壞し、畝數による里甲の編成は定着しなかったが、糧役については一定額の田土を所有する戸に派役し、これを貼役する形で優免限制・照田派役を兩軸とする改革が行われ、本質的には浙江のそれと共通する改革が追求されたという。

第七章では、順治年間における糧役の改革から戸科給事中柯聳の條議、江南巡撫韓世琦の指示を經て康熙五～六年の松江府婁縣知縣李復興の改革に至る清初の一連の改革の過程をたどる。本章の趣旨は以下のようにまとめることができる。（i）順治年間には徭役の内容そのものの負擔輕減のための改革がさらに進行し、里甲制的徭役は康熙のはじめまでにほとんど消滅した。（ii）柯聳の條議を契機として中央政府の指示をうけた韓世琦の改革は、田土による里甲の編成ならびに優免の廢止を主な内容としてもち、これは明末改革の傾向を繼承するものであった。（iii）李復興の改革は、地域性を喪失した屬人的な里甲を編み、優免は一切廢止され、稅糧は分限截票・自封投櫃によって徭役の勞働力に依らず徵收する等の内容をもち、均田均役法の流れを一擧に集約するものであった。

第三部では、以上の制度史的分析をふまえ、敍上の二つの改革がいずれも郷紳的土地所有の展開に伴う土地所有構造の變化に應じて企てられたものであり、優免限制（廢止）を不可缺の要求として内包していたため、それらは江南郷紳の利益と對立し、その反對・妨害を招くとの認識の下、それらが實現に至る政治過程および社會的背景の分析を行う。また、その歸結として明末清初江南農村における民衆鬪爭に論及する。

以下第八章では、明末清初の水利改革が階級對立の尖鋭化に規定されつつ、照田派役・優免の廢止を軸として實施される過程を追い、次のような結論を導く。「〔水利改革〕は一方における郷紳的土

地所有の展開、他方における佃戸など直接生産者の力量の向上の狭閉にあって、沒落の危機に瀕していた在地の非郷紳地主層の利益に直接に叶うものであり、この時期の水利は彼等の發議によって彼等の督率のもとに行われることが多かった。しかし郷紳にとっても、かかる再編は、自らは保證し得なくなった收奪對象の再生産を保證するものであり、究極においてはその利益となるものであった。さらにまた共同體的關係の解體による水利機能の後退が社會不安につながり、支配・收奪の危機につながることをも、郷紳の中の開明的部分は察知しており、その故に公權〔力〕の介入による、郷紳の讓歩をも含む水利慣行の再編が企てられたのであった。」「從ってその成功は、水利の場における共同體的關係の空白が、直接生産者（とりわけ佃戸）の自主的かつ自律的な結合によって補完されるのではなく、在地の非郷紳地主層を主たる擔い手に、公權力の強制のもと、地主支配の維持再編に包攝されるものとして、新たな水利慣行が出現することを意味する。」

第九章では、嘉靖末年の海鹽縣から康熙初年の婁縣に至るおよそ一世紀に及ぶ均田均役法の實現過程を追跡し、以下のような結論を導く。均田均役法の施行を最も強く要求したのは重役を負擔させられていた在地の非特權地主層であった。また、當時徭役負擔者の階層低下の傾向の中で事實上佃戸層までが徭役負擔を課されていたが故に、均田均役法は佃戸をも含む廣汎な農民の要求たりえた。郷紳の大多數は彼らの特權を直接的には侵害するこの改革に對して反對・妨害の態度をとったが、無制限な收奪が支配・收奪の基盤を崩壞せしめることを恐れる、東林系を中心とする郷紳・官僚が一般郷紳に對して自己規制・讓歩を說き、ようやく實現が可能となった。

第十章では、まず十六世紀中期以後江南農村において廣汎に見られた抗租について考察する。そこでは(i)人閒の構成する村落的結合は決して〝圩〟ではなく、複數の〝圩〟を領域としてもつ〝村〟に求められ、それが抗租の單位組織になっていること、(ii)抗租には、明末清初の昂揚→清中期の〝相對的安定〟→清末の昂揚、という變遷が看取されること、(iii)抗租には日常的・恒常的・條件鬪爭的なものと非日常的蜂起としての性格をもつものとの二種分化の傾向があり、すでに明末に兩者があり、清末に後者がふえること、の三點によって抗租に關する小山學說の再檢討を迫る。次に、抗租と公權力との關係を考察し、(i)明末における抗租・欠租の增加と照應して縣の糧衙が欠租の詞訟を擔當するようになること、(ii)江南デルタの州縣の牢獄は從來「監」のみであったが、明末から輕罪犯や證人を拘束する「鋪」が設けられるようになったこと、の二點から明末の公權力が地主の經濟外強制を肩代りするに至った狀況を說く。續いて、廣汎な連帶による非和解的實力鬪爭を展開している抗租の中には華北や長江中流域の農民反亂との連關を推測せしめるものがあるとし、民衆を非和解的蜂起にむけて組織した宗教結社の江南における存在として白蓮教團およびそれが指導した民亂について分析する。

以上、章を逐って本書の內容を要約した。本書の內容が示すように、著者の研究關心が及ぶところは多岐に亙り、導き出された結論も豐富な史料の實證分析に支えられている。著者の研究を出發點とし、その問題關心のほんの一端をかじってきたにすぎない筆者にとっては本書から改めて多大な啓發を受けることこそあれ、本書を論評することなど、もとよりその資格を有するものではない。それゆ

え、以下七點に限り本書の讀後に生じた疑問を中心とする所感を述べることによってその責任を果たしたい。

〈1〉著者は水利・役法兩改革を要求・推進した有力な階層を〝非郷紳地主層〟に求められている。それは「一方では國家權力の賦・役の收奪を受け、とりわけ當時の役法のもとで重役が集中し、他方在地にあっては直接生産者の突き上げを受け、沒落の危機に絶えず瀕していたかの郷居の〝庶民地主〟〝非身分制地主〟」と定義されている。ところで著者はとくに第九章第十章の中で「生員層をも含む特權を持たぬ中小地主層」「生員層とも重なり合うところの非郷紳地主層」等という表現を隨所に用い、これらの改革に關與した生員を、そこに一定の差異を考慮しながらも〝非郷紳地主層〟の範疇に包攝させておられる。生員の生計が必ずしも豐かでないこと、徭役の負擔義務を課されていたこと等、著者が紹介される事例をみるかぎり、生員は擧人以上とは一線を畫す存在であり、そこに生員・非郷紳地主層對郷紳地主層という對立の圖式を見出すことは可能である。しかしながら、同時代同地域にあっていわゆる郷紳とともに身分的特權を利用して詭寄・包攬を實現し、役困の直接的原因の一端を擔ったのは生員である。また、明中期以降生員の數が急增した背景に生員の資格を保有することにより何らかの特權を獲得して役困を免れようとする地主層の行動の反映を看取することは容易である。生員の行動樣式は多樣かつ複雜であり、それを一つの〝層〟として評價し、範疇を規定するには愼重にならざるをえないと思われるが、どうであろうか。

〈2〉著者は、照田派役・優免限制を求める隊列の中に生員層・非郷紳地主層から佃戶までを含ませ、彼ら廣汎な「民」と郷紳との政治的對立を說かれる。ただその場合、水利改革を積極的に請願したのは「公正」であり、彼らは在地の中小地主層であっても、その中に生員をほとんど含んでいないのはなぜか。均田均役法における生員の役割に比して注目されよう。また著者は、佃戶が徭役を負擔させられている現實から均田均役法の實施は佃戶層の要求・利益でもあり得るとし、それに基づいて均田均役法を要求・推進する「民」の有力部分に佃戶を想定されているが、それを積極的に示す史料が乏しいのはなにゆえか。水利・役法の兩改革は、著者が述べられているように確かに共通の基盤を持つものであるが、その中での若干の差異をどう評價すればよいか。

〈3〉著者は、明末清初における新たな水利慣行の形成は公權力の介入に依って始めて可能であった、といわれる。明末清初以降の公權力は郷紳の利益を體現する地主政權であるとみなすのが一般的であり、著者も「清朝・郷紳ブロック」という表現を用いてその點を否定されていないようだが、この理解が正しいものとすれば、著者のいわれる公權力の〝介入〟という第三者的立場はいったい何を意味するのであろうか。また、照田派役・優免限制の實現において、たといそれが大局で郷紳地主層の利益に適うものであったとしても、それをめぐって公權力は〝ブロック〟の一方である郷紳地主層と鋭く對立し、その抵抗・妨害に遭遇するという事態をもたらすこと、その結果直接かつ最大の恩惠を受けたのは非郷紳地主層であって、優免特權が制限・否定された郷紳地主層ではないことをどう合理的に理解すればよいか。

〈4〉そこで清初の均田均役法における優免の〝廢止〟の問題について檢討する。著者は康熙元年における韓世琦の命令を「郷紳優免

の完廃を指示していて畫期的なものである」と評價される。しかしながら、筆者にはその論據に用いられた康熙『蘇州府志』巻三七、徭役、所收の「務將冒外官庠自兌附戶花詭等項盡行刪汰一惟論田起役纖毫不許躲閃」（傍線筆者）の記事からそれを明確に理解することは困難である。ちなみに傍線部分は「冒外の官庠、自兌、附戶の花詭等の項」と解釋されているが、「冒外の官庠の自兌、附戶の花詭等の項」ではないだろうか。また、著者は常州府無錫縣では「〃官・庠・民戶を論ぜず、一例に里甲に編入し、戶に無田の役無く、田に不役の人無し〃という優免廃止を實施したと言う」とされるが、その典據が示されていない。優免廃止の方向が明確なのは李復興の改革であるが、これも現實に實行されたかどうかは疑わしい。雍正四年には中央において紳・衿の本身一丁分の優免が確認されていること（雍正『大清會典』巻三一、雍正四年覆准）からみて、優免は限制を實現しつつも廃止には至らなかったのではないだろうか。

〈5〉李復興の改革に關する若干の疑問を述べる。均田均役法の當初の目的は里甲正役を中心とする徭役負擔者の確保であり、そのために里甲間の不均衡の是正＝均等面積による里甲編成が行われ、それが實效をもつためにさらに鄉紳等の優免の限制が實施されたのである。ところが、その到達點としての李復興の改革により、原則として徭役はほとんど消滅したことが傳えられている。しからば徭役が消滅した今、なおも畝數による〃完全な屬人的な里甲〃を編成し、優免を限制からさらに進めて廃止にしなければならなかった必然的理由は何か。この點について本書は多くを語っていないと思われる。

〈6〉著者は里甲制がもつ再生産のための共同體的機能と稅・役收奪機能という二機能の維持のための改革に焦點をあてて江南農村社會を分析されているが、里甲制がもつ第三の機能――治安維持の機能もまた重要であろう。この機能についても里甲制の衰退とともに前二者と同樣、類似の背景をもって改革が進行したことが豫想できる。本書はこれについてはごく簡單に指摘したにとどめているが、この研究對象の分析の深化は前二者の改革過程の理解を一層充實させるであろうし、抗租・白蓮教亂等の民衆鬪爭の分析により豐富な素材を提供することになるであろう。

〈7〉著者は「自跋」において御自身が語られているように、一九八一年十一月から九箇月中國に滯在され、北京ならびに中國各都市で史料蒐集に從事された（その間の事情は、濱島敦俊「中國村廟雜考」『近代中國研究彙報』五號、一九八三年、に紹介されている）。本書の脫稿が一九八一年十二月であるため、その貴重な成果が本書に全面的には生かされていないのが惜しまれる。中國で史料蒐集に攜わってみると中國史の〃地元〃はやはり中國であるという極めて當然のことを痛感する。史料、その中で例えば地方志をとってみれば、北京圖書館で『全國地方志連合目錄』を見るかぎりにおいても日本でその存在が知られていない相當數の書名を發見することができる。ましてや各地方都市には省市縣ならびに黨委員會宣傳部においてそれぞれの單位ごとに圖書館・檔案館・博物館を擁し、地元の無名でかつ重要な地方志を收藏している。その情報は中國の近年における研究活動の整備とともに我々外國人にも次第に公開されつつある。史料という點に限っても日本の明清社會經濟史研究は新局面を迎えていると思われる。史料發掘機會の飛躍的擴大は從來定說とされていたものを修正する機會の飛躍的擴大でもあるはずである。

以上、非常に簡單に本書の內容を紹介し、若干の疑問點を附したが、ひとえに筆者の力量不足から著者の眞意を理解しえず、誤謬を重ねたのではないかと恐れる。著者の御寬恕を乞いたい。なお、本書については、既に岸本美緒氏の論評が公けにされている（『史學雜誌』九二編八號、一九八三年）。本稿で論及できなかった諸點について適切な見解が示されているので是非併せ參照されたい。

著者の次なる課題は清代中期江南農村社會における社會諸關係を分析することにあるという。筆者は著者の研究意欲に敬服する。今後の一層の御活躍を期待してやまない。

一九八二年二月　東京　東京大學出版會
A5版　七四〇頁　一二〇〇〇圓

五四運動の研究　第一函

1　五四運動研究序說　狹間　直樹
2　天津五四運動小史　片岡　一忠
3　日本帝國主義と五四運動　藤本　博生

坂野　良吉

京大人文科學研究所「五四運動研究」班のほとんど一〇年にも亙る共同研究が結實を始めた。中國で、いわゆる文革と「四人組」事件以降、實事求是をモットーに、大がかりな史料發掘と大膽な史實の見直しが進み、從來の制約を思い切ってこえようとする新たな視點で五四運動六〇周年、辛亥革命七〇周年等が記念された矢先だけに、この組織的研究に大きな關心と期待が集まりつつあることは、周知の通りである。第一函所收の三著からみる限り、そのいずれもがまず最大限に原史料にたち戻り、そこから史實を再構成しようとする姿勢に貫かれており、並々ならぬ意氣込みが感じられた。

一連の研究は、やがて五函二〇册餘の成果にまとめられるということであるので、本來その全容をみて評すべき點が少くないと思われるが、とりあえず先導役の三著をもとにして、讀後感を若干述べてみたい。

「本書のなりたち」によれば、五四運動期の時期區分やしたがって研究の視角等について、無理に統一をはからず、各執筆者の自主性にゆだねたとある。本書評では、その趣旨をふまえて、まず個々に檢討を加え、ついで共通すると思われる論點を特に抽出して議論することにしたい。

1について

その副題「五四運動におけるプロレタリアートの役割」が端的に示すように、「研究序說」と銘打たれた本書の狙いは、いわゆる五・四から六・三を經て、ベルサイユ條約調印拒否に至る一連の過程を、上海における三罷鬪爭に焦點を合わせて敍述するなかで、五四運動をもって「新民主主義革命」への轉機となさしめた「新しい質」を、「プロレタリアートによる指導」に再發見しようとするところにある。ここで再發見というのは、一九三〇年代末の中國で、毛澤東らによってつかみだされ、以來中國革命の道しるべとなってきた周知のテーゼを、當時の生の史料をくぐって新たに檢證し直そうとしていることを指す。

本書は三章で構成され、第一章では五四の歷史的背景を、第二章